

**2025 秋派遣
【海外交換留学プログラム】
募集要項**



＜1 次募集＞

募集ガイダンス	2024 年 10 月 2 日(水) 5 限 ＜Zoom ID＞(日本語) 931 3754 4235 (英語) 958 2159 2745
募集期間	2024 年 9 月 30 日(月) - 2024 年 10 月 28 日(月) 14 : 00
面接対象者発表	2024 年 11 月 11 日(月) 面接対象者のみキャンパスターミナルのあなた宛ての重要なお知らせにて連絡します。
面接日程	2024 年 11 月 13 日(水) (Zoom)
最終選考結果発表	2024 年 11 月 18 日(月) キャンパスターミナルのあなた宛ての重要なお知らせにて連絡します。
第 1 回参加者ガイダンス	2025 年 1 月 15 日(水) 5 限 教室:TBA

＜2 次募集＞

募集期間	2024 年 11 月 18 日(月) - 2024 年 12 月 16 日(月) 14 : 00
面接対象者発表	2025 年 1 月 6(月) 面接対象者のみキャンパスターミナルのあなた宛ての重要なお知らせにて連絡します。
面接日程	2025 年 1 月 8 日(水) (Zoom)
最終選考結果発表	2025 年 1 月 10 日(金) キャンパスターミナルのあなた宛ての重要なお知らせにて連絡します。
第 1 回参加者ガイダンス	2025 年 1 月 15 日(水) 5 限 教室:TBA

- ・ 上記のスケジュールは変更される可能性があります。
- ・ 必要に応じて最終選考結果発表までに個別面談を行うことがあります。
その場合、日時は別途お知らせします。
- ・ 面接は、書類審査後に必要と判断された場合のみ実施します。
- ・ 面接日は大学が指定します。面接予定日は授業以外の予定を空けておくようにしてください。
- ・ 派遣先大学は最終選考結果発表時に公表します。
- ・ 募集大学の追加がある場合はキャンパスターミナルでお知らせします。
- ・ 2 次募集は、原則 1 次募集で派遣枠に満たなかった大学のみ募集します。
- ・ 選考が予定より早く終了した場合は、最終選考結果発表日が早まる可能性があります。
定期的にキャンパスターミナルを確認してください。

プログラムの趣旨・概要

海外交換留学プログラムは、APU と学生交換協定を締結している大学へ授業料相殺で1 セメスターもしくは1 年間留学する制度です。単に言語運用能力を伸ばすだけではなく、APU 各学部の学習内容を深化させるため、協定校で正課科目を受講し、専門性を高めることが交換留学の目的です。

1.申請条件

次の全ての条件を満たすこと。

- 1) 言語要件：別紙「2025 Fall University List」に記載された「APU 学内選考時の言語要件」を満たしていること。
- 2) GPA 要件(当該 GPA/通算 GPA)
次の2 つの GPA 要件を両方とも満たしていること。
 - * 2024 年度春セメスター終了時点の当該 GPA が 2.00 以上であること。
 - * 2024 年度春セメスター終了時点の通算 GPA が別紙「2025 Fall University List」の「APU 学内選考時の要件」に示す通算 GPA 以上であること。
- 3) 申請時点において2 セメスター生から5 セメスター生であること
 - * 3 回生編・転入生は申請できません。
 - * 2 回生編・転入生は、第 4 セメスターから申請できます。
- 4) 志望大学のある国／地域のパスポートを所持していないこと。申請者が志望大学のある国／地域のパスポートを所持している場合には、中学生以後（G7 以後）においてその国／地域での学修歴が4 年未満であること。
- 5) 学内選考の申請締め切り日において在籍状態が「通常」、「留学」、「休学」のいずれかであり、「停学」でないこと
- 6) 過去に1 年間の APU の海外交換留学に参加していないこと。もしくは、現在 APU の交換留学（1 年）に内定していないこと。

過去に1 セメスターの海外交換留学に参加した学生、現在1 セメスター留学に内定している学生は、2025 秋派遣の募集において1 セメスター留学にのみ応募可能です。

2.選考基準・選考対象となる大学・選考方法・注意事項

(1)選考基準

APU での学業成績および英語能力を中心に、志望理由の内容を踏まえ総合的に選考を行います。また、志望理由の評価においては主に次の3 点について評価します。

- ・ 交換留学に参加するうえでの目的意識・留学計画が明確であること。
- ・ 派遣国社会に溶け込むのに必要な適応性があり、関係者と協同しながら自らの力で留学生活における困難を乗り越える力と、それに対する心構えを有していること。
- ・ 進路・就職に対する計画・意識が明瞭であること。

(2) 選考対象となる大学

別紙「2025 Fall University List」に記載された大学が選考対象です。記載されていない大学の募集はありません。原則として、申請書類に記載された希望大学(第1 希望～第3 希望)を審査の対象とし選考します。前年度の倍率等を参考にしながら、第3 希望まで記載することを強く推奨します。なお、募集大学の追加がある場合はキャンパスターミナルでお知らせします。

(3) 選考方法

- ・ 提出書類に基づく選考（APU での学業成績について申請者に資料提出は求めていませんが、オフィスは大学のデータベースより学生の成績情報を確認します。）
- ・ 書類審査後必要と判断された場合のみ面接を実施します。

(4) 注意事項

- ・ オフィスでは、申請者が派遣先で履修を希望しているプログラムが交換留学生向けのプログラムかどうか、履修希望の科目が履修可能であるかの確認は行いません。申請者自身が責任を持って、交換留学生が履修可能な英語科目を調べてください。なお、必ずしも希望通りの科目を履修できるとは限らないため、希望科目

を多めに探しておくなど、柔軟な対応が求められます。

- ・留学に向けて、出発前に APU で任意の科目を履修登録し、APU の履修科目修正期間が過ぎた後に、派遣先で希望のプログラムや希望の科目の開講がないことなどが判明した場合でも、APU の履修登録において削除・修正など特別な対応は行いません。必ず申請者本人の責任において、正規の履修科目登録・修正期間に科目の登録・修正・削除を行ってください。

3.言語条件付内定について

以下のいずれかに該当する場合は言語条件付内定となります。

A 別紙「2025 Fall University List」の「派遣先申請時の言語要件」を満たさない状態で学内選考を通過した者

B 別紙「2025 Fall University List」の派遣先大学の「Application Deadline」までに期限が切れる英語能力試験スコアで学内選考を通過した者（ただし、派遣先への言語スコアの提出が不要な場合は期限が切れるスコアで応募したとしても条件付内定とはせず、正式内定となります。）

言語条件付内定者は、最終スコア提出期限*までに「派遣先申請時の言語要件」を満たす英語スコアを提出しなければなりません。最終スコア提出期限までに基準を満たす英語スコアを提出することができない場合は、内定取り消しとなります。

*最終スコア提出期限：別紙「2025 Fall University List」の「Nomination Deadline」の1週間前

4.内定後のスケジュール／手続き／内定の取消しについて

(1)内定後のスケジュール／手続きについて

合格後～2025 年 7 月 参加者ガイダンス（全 7 回実施、出席・出席クイズ回答必須）
誓約書等 APU への書類提出、保険手続き、予防接種、派遣先大学への入学申請、ビザ申請、渡航準備等

2025 年 8 月～10 月頃 派遣先大学へ出発・交換留学開始

*派遣先での滞在先手配、ビザ申請や渡航準備は、参加者自身の責任で行ってください。

*予防接種やビザ面接に関して、授業欠席や試験日の変更等の特別措置はありません。各科目の担当教員に直接相談し、教員の指示に従ってください。

*国際学生の日本の在留ビザは、指定の期間のみ更新が可能です。交換留学参加による特別措置は行いません。

*派遣先オリエンテーションなどが理由で、APU の期末試験の日程や実施方法を変更することはできません。

(2)内定の取消しについて

以下のいずれかに該当する場合、交換留学の内定を取り消します。

- ① 派遣先大学の言語要件を最終スコア提出期限(Nomination Deadline の1週間前)までに満たせなかった場合
- ② 2024 年度秋セメスター終了時点において、当該 GPA2.00 を下回った場合
- ③ 2024 年度秋セメスター終了時点において、派遣先申請時の通算 GPA 要件を満たせなかった場合
- ④ 派遣先の申請条件が内定後に変更となり、新しい申請条件を満たすことができなかった場合
- ⑤ 留学に必要なビザを所定の締切までに取得できなかった場合（締切日は決定次第内定者にお知らせします）。

*コロナ禍以降、韓国をはじめとし、全世界的にビザの審査が厳しくなっています。特に国際学生は、日本の在留資格の有効期限が、留学先のビザの審査に影響を与えるケースが出ています。国際学生の日本のビザは、指定の期間のみ更新が可能です。交換留学参加による特別措置は行いません。留学先を決定する段階から、ビザの申請要件について各自で調べ、申請準備を進めてください。

5.派遣期間・APU 学籍上の留学期間

(1)派遣期間：1 セメスター(2025 秋)もしくは1 年間(2025 秋-2026 春)

- ・派遣先大学によっては派遣期間が1 セメスターのみ、または1 年間の場合もあります。別紙「2025 Fall University List」を参照してください。
- ・1 年間留学する場合は、回生をまたいだ期間であっても問題ありません。（例）2 回生後半(第 4 セメスター)～3 回生前半(第 5 セメスター)
- ・学生の個人的な事情に応じて、派遣期間の延長や、派遣時期を次セメスター以降にずらすことはできません。

(2)APU 学籍上の留学期間

- ・ APU 学籍上の留学期間は、派遣先大学の学年暦に関わらず以下の通りです。
 - ◇ 春セメスター 4月1日 ～ 9月20日
 - ◇ 秋セメスター 9月21日 ～ 3月31日
- ・ 留学中は、セメスター単位で学籍を「通常」から「留学」に変更します。
- ・ 学籍が「留学」であるセメスターに、APU で開講している科目を履修することはできません。
- ・ 学籍が「留学」であるセメスターに、セッション科目や放送大学の科目を履修することはできません。
- ・ 実際のプログラム開始時期および終了時期は、派遣先の学年暦に応じて異なります。

① 1 セメスター留学する場合

	秋セメスター		
	第 1Q	第 2Q	セッション
APU での学籍	留学		
APU での履修	不可		
派遣先大学	1 セメスター		

② 1 年間留学する場合(通常)

	秋セメスター			春セメスター		
	第 1Q	第 2Q	セッション	第 1Q	第 2Q	セッション
APU での学籍	留学			留学		
APU での履修	不可					
派遣先大学	1 セメスター			2 セメスター		

③ 1 年間留学後、春セメスター第 2 クォーターより APU で履修可能な場合

1 年間留学する場合であっても、派遣先大学の学年暦が APU の春セメスター第 2 クォーター開始前に終了する場合は、第 2 クォーターや夏セッションの科目を履修することができます。APU での学籍は春セメスターから通常となりますが、セメスター開講科目および第 1 クォーター科目の履修はできません。

	秋セメスター			春セメスター		
	第 1Q	第 2Q	セッション	第 1Q	第 2Q	セッション
APU での学籍	留学			通常		
APU での履修	不可				可	
派遣先大学	1 セメスター		2 セメスター		帰国	

6. 単位認定及び留学中・帰国後の履修

(1)単位認定

- ・ 留学先での単位は、在学中のすべての単位認定を含め、APU の各セメスターの履修登録上限単位数に関わらず、60 単位を上限として認定を行います。
- ・ 留学先の正規課程において修得した科目のみ単位認定を行います。
- ・ 留学先で履修した科目の単位を認定するために、本人からの申請に基づき、各学部および教学部で審査を行い、単位認定の判断を行います。
- ・ 派遣先大学で履修した科目の単位が APU の科目名で認定された場合、その科目はそれ以降 APU で履修することはできません。
- ・ APU の教学内容と相関がないと思われる科目（体育・芸術など）の単位認定は、原則として行いません。
- ・ 認定された単位は、成績評価欄に [T] として記載されます。
- ・ 遠隔授業科目として認定される派遣先科目の単位は、卒業要件単位数として認められる遠隔授業科目の単位数の上限「60 単位」に含まれます。交換留学等、単位認定科目も含め、遠隔授業科目で 60 単位以上修得した場合は、上限を超えた単位数は卒業要件単位数には含まれません。
- ・ 遠隔授業科目は、「言語教育科目分野（遠隔）」「共通教養科目分野（遠隔）」「専門教育科目分野（遠隔）」のいずれかで認定され、各学修分野での認定や、APU 設置科目名での認定はできません。
- ・ 交換留学前後に海外短期サマー・ウィンタープログラムに参加し、APU への単位認定を希望する場合は、交換留学の派遣先大学で実施されるプログラムであっても、別途海外短期サマー・ウィンタープログラムに学内

申請が必要です。所定の期日までに申請をせずに海外短期サマー・ウィンタープログラムに参加した場合は、プログラムで修得した単位は単位認定の対象となりません。

学部毎の方針 * 詳しい単位認定の手順は、内定後に説明します。

APM

国際経営学部は、APM 学生が AACSB・EQUIS・EFMD (EPAS) 等の認証を受けている大学への留学を強く推奨します。

上記の認証を受けている大学以外の大学に留学した場合、派遣先大学での学修が APM 専門教育科目として認定されるとは限りません。ビジネスの専門分野を深く学びたい場合は、認証校での交換留学をすすめます。ただし、認証校に留学した場合も、科目によっては専門教育科目として認定されない場合もあります。社会・教養・非ビジネス分野を強化したい学生は、非認証校での留学も可能です。言語や文化を学びたい場合は、非英語圏の国・地域を選択することをおすすめします。

APS

アジア太平洋学部では、アジア太平洋地域だけでなく、世界中の大学で APS の 3 つの研究分野を様々な角度から学ぶことを奨励しています。国や大学の種類は多岐にわたるため、学生はどこで学ぶか、留学先で何を学ぶか、そしてその成果を APS に戻って、また卒業後にどのように生かすか、自分の責任において選択しなければなりません。

派遣先大学で履修した科目が学修分野の専門教育科目として認定される場合、2017 カリキュラム学生は一つの学修分野につき 10 単位を上限とします。2023 カリキュラム学生についてはこの上限はありません。

ST

サステナビリティ観光学部では、環境資源の維持と持続可能な観光の分野で理論と実践を結びつけます。ST の交換留学制度は、学生が様々な大学で希望の学問が学べるよう、相互にリンクした教育システムを提供しています。学生は希望の国と言語が選択できます。

派遣先大学で履修した科目が ST 専門教育科目で認定される場合、「観光学分野科目」「持続可能な社会分野科目」「専門教育科目」のいずれかの科目分野にて認定します。

(2)留学中と帰国後の履修

留学中を含む、本学での履修計画は、各自の卒業時期に関わる重要事項です。誤った履修計画をたてると、4 年間で卒業ができなくなる場合があります。必ず各自の履修状況と所属学部のカリキュラムを確認し、しっかりと計画を立てて交換留学に臨んでください。

(3)日本語科目・英語科目等の履修免除

大学が指定する条件を満たした場合、事前の申請により、APU に戻って履修を再開するセメスターの言語教育科目（英語、日本語、AP 言語）の履修を免除することができます。申請の基準はカリキュラム・言語により異なりますので、詳細は Academic Information のウェブサイトを確認してください。

言語教育科目（必修）の履修免除に関するお問い合わせ：cleac@apu.ac.jp

7.留学にかかる経費 / 海外旅行傷害保険

(1)留学先の費用目安 (年間)

次に示す費用には APU 授業料は含みません。

オセアニア圏	:	170—360 万円
アジア圏	:	60—330 万円
ヨーロッパ圏	:	90—400 万円
北米	:	110—330 万円
南米・アフリカ圏	:	80—320 万円

留学中には、次のような費用がかかります。

ただし、実際の金額は行き先、個人によって異なります。

学費	その他
APU に納入	TOEFL/IELTS 受験料、 パスポート・VISA 申請費、保険料 財政証明書(1 年留学 約 200 万 / 1 セメスター留学 約 100 万) 渡航費、派遣先大学での諸手数料、書籍代、娯楽費、語学研修料、 宿舍費・食費 その他個人的活動に関わる費用等

(2) APU 指定の海外旅行保険ならびに危機管理支援システム(日本アイラック安心サポートデスク)について

危機発生時の適切な情報提供やサポートを行うため、海外プログラム参加者は、本学が指定する危機管理支援システム（日本アイラック株式会社の海外危機管理サービス「アイラック安心サポートデスク」）および海外旅行保険への加入を必須としています。また、派遣先大学が指定する保険がある場合には、派遣先大学が指定する保険にも加入する必要があります。

アイラック安心サポートデスクは危機発生時の情報提供や安否確認などを行うサービスで、危機発生時大学に迅速に情報提供がなされることで、大学として適切な状況把握や学生へのサポートを提供することが可能となっています。

海外旅行保険は事故等発生時の補償（海外旅行中の怪我や病気の治療、入院にかかる費用、賠償責任、救援者の諸費用など）を行うものです。

内容詳細、申し込み方法については、内定者向けガイダンスにて説明します。

2024 年 9 月現在

留学期間	保険（プラン S の場合）	安心サポート	合計(めやす)
1 セメスター（4 ヶ月の場合）	53,830 円	7,480 円	61,310 円
1 年(10 ヶ月の場合)	141,300 円	18,700 円	160,000 円

(3)APU の学費

- ・交換留学プログラム参加中は、これまで同様に APU へ学費全額を納付する必要があります。
- ・留学開始前のセメスターの継続審査で取消にならない限り、交換留学中も国内学生及び国際学生の授業料減免は継続されます。
- ・国際学生及び参加者自身が経費支弁者の場合は、以下のいずれかの方法で留学中の APU の学費を納付する必要があります。
 - － ゆうちょ銀行口座を利用した自動払込
 - － 大学提携の Convera を通じた海外からの納付
- ・学費額は、全学企画オフィスへ個別お問合せください。
- ・学費納付方法について問題がある方は、[学費についてのウェブページ](#)の内容を確認した上で全学企画オフィスに別途相談をしてください。

8. 申請方法

交換留学の申請には次の 2 ステップが必要です。注意事項をよく読み、申請を行ってください。次の 2 ステップを申請締切までに完了していない場合は、書類不備となり選考を行いません。

[Step 1] 必要書類を準備

オンライン申請の最後に①顔写真（データ）、②経費支弁書（PDF、JPEG 等）、③英語スコアのコピー、④履修希望科目リストをアップロードする必要があります。また申請者が志望大学のある国／地域の国籍を所持している場合のみ、⑤中学生以後（G7 以後）の学修歴を証明する書類の提出が必要です。それらを事前に準備してください。

① 顔写真(データ)

顔写真はオフィスが参加者をサポートするにあたり、参加者の顔と名前を一致させるために使用します。以下

の点に注意して写真をアップロードしてください。

- ・ 正面を向き、帽子、マスク、サングラスなどを着用していない写真データを準備してください。証明写真でなくても構いません。
- ・ 申請者以外の人映りこんでいる写真は使用しないでください。
- ・ 過去 6 ヶ月以内に撮影されたものを使用してください。
- ・ ファイル名は例に従い、「学籍番号_Photo」としてください。

例) 11111111_Photo.jpeg

② 経費支弁書 (PDF、JPEG 等)

- ・ 交換留学申請ページより経費支弁書をダウンロードし、申請者本人・経費支弁者本人が、それぞれの箇所を入力してください。手書きは不要です。
- ・ 入力が完了したら、PDF もしくは JPEG 等で保存してください。
- ・ ファイル名は例に従い、「学籍番号 FinancialSupport」としてください。

例) 11111111_FinancialSupport.pdf

③ 英語スコアのコピー (TOEFL/IELTS)

- ・ 別紙「2025 Fall University List」に記載された「APU 学内選考時の言語要件」を確認し、英語スコアのコピーを提出してください。
- ・ 申請時にはウェブスコアでの申請や期限切れ英語スコアでの申請が可能です。ただし、学内選考に通過後は言語要件を満たす有効期限内のスコアを取得し、試験実施団体発行の正式なスコア証明書 (コピー可) の提出が必須です (言語スコアの提出を必要としない派遣先大学に申請する学生を除く)。
- ・ ウェブスコアを提出する場合は、必ず申請者の氏名、スコア、テスト取得日が確認できるページを提出してください。
- ・ 英語が母語でない英語基準学生も英語スコアを提出する必要があります。
- ・ アドミッションズ・オフィスでは、入学試験時に提出されたスコアの返却は行いません。
- ・ ファイル名は例に従い、「学籍番号_Scoreの種類」としてください。

例) 11111111_IELTS.pdf / 11111111_iBT.pdf / 11111111_ITP.pdf

言語能力証明書の提出免除で APU に入学した場合のみ、APU の学内申請時には英語スコアコピーの提出は不要です。ただし、派遣先からは言語能力証明書の提出が求められる場合がありますので、計画的に言語能力試験を受験してください。また、入学後に受験した言語能力証明書のコピーがある場合は、添付してください。言語能力証明書免除となる基準は以下の通りです。

- ・ アイルランド、アメリカ合衆国、アンティグア・バーブーダ、イギリス、オーストラリア、ガイアナ、カナダ (ケベック州を除く)、グレナダ、ジャマイカ、シンガポール、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ、ニュージーランド、バハマ、バルバドス、ベリーズのいずれかの国において、12 年目の教育課程を修了した者。
- ・ 上記の国以外で、直近 3 年間、通常の課程による学校教育を英語で受けたことを証明する書類を提出できる者。
- ・ 国際バカロレア (International Baccalaureate) のディプロマを英語で取得済の者。
- ・ 英語で実施された課程において、学士号または修士号を取得している者。
- ・ 以下の資格試験において一定のスコアを満たす者。

Old SAT (Critical Reading and Writing) : 1100 点以上

New SAT (Evidence-Based Reading and Writing) : 590 点以上

ACT : 25 点以上 (「English (英語)」 「Reading (読解)」の平均点が 25 点以上)

④ 派遣先で履修希望の科目リスト

- ・ 科目リストの書式は、交換留学ウェブサイトの申請ページからダウンロードしてください。
- ・ Info Sheet に記載されている科目リストの URL や、派遣先大学のウェブサイトに記載されている科目リストを調べ、派遣先で履修希望の科目リストを作成してください。
- ・ 科目コードや、開講セメスター、単位等が不明な場合は空欄での提出を許可します。ただし、科目名は必ず記載するようにしてください。
- ・ 応募する大学全ての履修希望科目リストを作成してください。

- ・ 1 セメスター留学の場合は 4～5 科目、1 年留学の場合は 8～10 科目を記載してください。
- ・ エクセルを PDF データで保存し、PDF 形式で提出をしてください。
- ・ ファイル名は例に従い、「学籍番号_SubjectList」としてください。例) 11111111_SubjectList.pdf

⑤ 中学校・高校（G7 以後）の学修歴を証明する書類

- ・ 志望大学のある国のパスポートを所持している申請者は、中学校・高校（G7 以後）で在籍した全ての学校の成績証明書（成績証明書に在籍期間を確認できる情報がない場合には、加えて在籍期間証明書）のコピーを提出してください。
- ・ アドミッションズ・オフィスでは、入学試験時に提出された書類の返却は行いません。
- ・ 学修歴を証明できない場合には申請者が国籍を有する国に留学することはできません。
- ・ ファイル名は例に従い、「学籍番号_Transcript」としてください。例) 11111111_Transcript.pdf

[Step 2] オンライン申請（英語のみ）

- ・ オンライン申請は全て英語で回答してください。
- ・ オンライン申請の提出は、APU Office365 にログインする必要があります。
- ・ 指定されているエッセイ・志望理由に記入がない場合、極端に文字数が足りない場合は選考を行いません。
- ・ 申請内容は印刷し保管しておいてください。ご自身の申請内容に関して疑義がある際は、必ず印刷した申請内容を持参ください。印刷した申請内容を持参しない場合は、疑義を受け付けません。
- ・ 複数回入力を行った場合は、入力日が新しいもののみ受け付けます。

9. 海外交換留学に関する問い合わせ

交換留学担当

アウトリーチ・リサーチ・オフィス

TEL: 0977-78-1101

E-mail: outbound@apu.ac.jp

2024 年度 立命館アジア太平洋大学 Off-campus Programs に 参加するにあたっての遵守事項

立命館アジア太平洋大学 Off-campus Programs(以下「プログラム」という。)に参加する学生は、次の事項を遵守しなければならない。

1. 基本姿勢

- (1) プログラムの目的と主旨を理解し、積極的に真面目な態度で勉学に励まなければならないこと。
- (2) 立命館アジア太平洋大学(以下「本学」という。)の学生として自覚と誇りを持って、本学および派遣先大学・機関(以下「派遣先」という。)の名誉を傷つける行動は慎まなければならないこと。
- (3) プログラム期間中は、日本の法令および本学の諸規則の他、派遣先の国・地域の法令および諸規則を遵守し、本学および派遣先の教職員の指示に従わなければならないこと。
- (4) 派遣前後に行う事前/事後授業やガイダンスは必ず出席しなければならないこと。
- (5) プログラム申請をした時点で受講の意思があるものとして選考をされているため、選考結果発表後の辞退は認められないこと。
- (6) 遵守事項に反する事態を生じさせた場合は、本プログラムへの参加取消または帰国措置を命じられても、異議を申し立ててはならないこと。

2. 参加の取消・派遣の中止に関する事項

- (1) [全派遣プログラム(交換留学・ダブルディグリープログラム・キャンパスアジアプログラム・短期サマー/ウインタープログラム除く)]
参加に必要な提出物の提出、プログラム費の納付、パスポートおよび査証(ビザ)の取得、保険の加入等必要な手続きは本人が責任をもって指定期日までに行わなければならないこと。指定期日までに提出物の提出、プログラム費の納付、パスポートおよび査証(ビザ)の取得、保険の加入等必要手続きが完了しなかった場合は、いかなる理由であってもプログラムの参加が取り消されることを了承する。
- (2) [交換留学・ダブルディグリープログラム・キャンパスアジアプログラム・短期サマー/ウインタープログラム]
参加に必要な提出物の提出、プログラム費の納付、パスポートおよび査証(ビザ)の取得、保険の加入等必要な手続きは本人が責任をもって指定期日までに行わなければならないこと。指定期日までに提出物の提出、プログラム費の納付、パスポートおよび査証(ビザ)の取得、保険の加入等必要手続きが完了しなかった場合、参加取り消しをされる場合があることを了承する。
- (3) 上記に加え、以下のいずれかに該当する場合、合格発表後であっても、参加者のプログラム参加が取り消されることがあること。
 - A) 参加態度、出席状況等を勘案し、受講不適当と判断された場合
 - B) 選考結果発表後、懲戒処分の対象となった場合
 - C) 負傷、病気等で留学が適当でないと本学が判断した場合
 - D) プログラム期間中の禁止行為を行った場合
 - E) プログラム所定の継続条件を満たさなかった場合
 - F) 学籍を喪失した場合
 - G) その他学生としての本分に反した場合
- (4) 参加を取り消された場合、成績は「F」評価となる。(事前授業が開始される前に参加を取り消された場合は、「履修取消」となる)ことを了承する。ただし、交換留学、ダブルディグリープログラム、キャンパスアジアプログラムおよび短期サマー/ウインタープログラム除く。
- (5) 次に当てはまる場合は、本学の判断により学生派遣が中止されることを了承する。
 - A) 派遣先国・地域についての外務省の危険情報がレベル2以上である場合。ただし、新たな感染症の蔓延等により、感染症危険情報が発令された場合は、状況に応じて判断する。
 - B) 実習先での天災、災害、ストライキ、伝染病、現地情勢の変化、交通機関の運航状況、現地医療状況、戦争、テロ、引率者の怪我や急病及びそれに類する事象、危機発生時の派遣先機関における派遣学生への支援内容その他不可抗力に起因する事態が発生した場合。
 - C) 派遣先が、渡航を伴う APU からの学生受入中止を判断した場合

3. プログラム実施場所への集合・解散に関わる事項

[全海外派遣プログラム(FIRST、サービスマーケティングを除く)]

- (1) プログラム期間中は現地集合および現地解散となることを了承し、行程中の安全確保も含め自己責任で行動すること。
- (2) 学生本人が航空券の手配を行い、本学が指定する期日までに旅程の提出を行うこと。
- (3) 予め本学に提出した旅程を理由なく変更しないこと。変更した場合は、変更した旅程を本学に提出すること。
- (4) プログラム参加のための渡航期間以外での行動は本学の責任ではなく、すべて参加者本人の責任において行動すること。

[FIRST、サービスマーケティング]

- (1) プログラムは現地集合および解散は認められず、プログラム実施期間前に個人で入国してはならないこと。
- (2) プログラム実施期間終了後は、速やかに帰国しなければならないこと。派遣先国の滞在期間延長は、認められない。

4. 健康・安全管理に関する事項

- (1) [全海外派遣プログラム(FIRST、サービスマーケティングを除く)] 渡航前に、日本出国および日本帰国までのすべての渡航期間について、本学が指定する海外旅行傷害保険に加入すること。また、本学が指定する期間について、危機管理支援システムに加入すること。
[FIRST、サービスマーケティング] 渡航前に、本学が指定する海外旅行傷害保険および危機管理支援システムに加入すること。
[国内プログラムの場合] 本学が指定する国内旅行傷害保険へ加入すること。
- (2) 健康管理は、自らの責任で行うこと。また、健康状況および学修支援の要否を所定の書式にて申告すること。
- (3) 既往症等がある場合は、申し出ること。
- (4) 傷病等により入院加療の医療措置が必要となった場合は、すみやかに本学および派遣先に報告するとともに教職員の指示に従うこと。

ただし、これらの措置に必要な費用の内、保険の補償限度額超過分については、本人が負担すること。

- (5) 緊急に医療手当または手術の必要が生じ、本人または保証人の同意を得る時間的猶予がない場合は、本学もしくは派遣先の教職員または医師の判断によって処置することに同意すること。
- (6) 本学もしくは派遣先の教職員によって医療行為が必要と判断された状況下で、自らの意思で受診をしなかった場合、如何なる問題が起きたとしても本学、派遣先はその責任を負わないこと。
- (7) 予防接種について、本学から推奨された予防接種を希望する場合、各自ヘルスクリニックで病院予約の手続きを行うこと。予防接種が必須の場合、ガイダンスでの指示に従うこと。

5. 経費および補償に関する事項

- (1) 締切期日までの提出物提出またはプログラム費納付の未完了、本人の傷病、処分等の理由によってプログラムへの参加または継続ができなくなった場合、または辞退した場合には、その時点までに発生した費用を支払うこと。
- (2) 天災、災害、ストライキ、伝染病、現地情勢の変化、交通機関の運航状況、現地医療状況、戦争、テロ、引率者の怪我や急病及びそれに類する事象その他不可抗力に起因する事態によって、プログラムの中断や内容の変更があった場合、本学および派遣先にいかなる費用も請求せず、その時点までに発生した費用を支払うこと。
- (3) プログラムに要する費用を本学に納入済みの場合、派遣中止、参加取消または辞退までに発生した費用を差し引いた差額が返金されることを了承すること。また、返金手続きには一定期間を要することを了承すること。
- (4) 本学および派遣先が管理できない状況下で、事故、病気または死亡事故が発生した場合、本学および派遣先に対して何等の金銭的またはその他の責任を問わないこと。
- (5) 本人の所有物の盗難や損害、交通事故、刑事事件等が本学および派遣先が管理できない状況下で発生した場合は、本人の責任で対応しなければならないこと。
- (6) 本人の故意または過失により、第三者または本学に損害を与えた場合は、賠償の責を負わなければならないこと。
- (7) プログラムの実習期間中に、本学、派遣先以外の第三者団体、個人、ホームステイ先等による不法行為が原因で本人に事故や損害が生じた場合、本人が訴訟やそれに関わる対応等の責任を負わなければならない、本学および派遣先はその責任を負わないこと。

6. 査証(ビザ)取得に関する事項

- (1) 出発から帰国までに必要となる査証(ビザ)を確認の上、学生本人の責任で申請すること。
- (2) 必要となる査証(ビザ)は、本人の国籍や派遣国・地域、滞在期間などによって異なるため、必要となる査証(ビザ)(トランジットビザを含む)および必要書類等は、各大使館のホームページ等で各自確認すること。
- (3) 査証(ビザ)申請要件は予告無しに変更される場合があるため、最新情報を入手すること。オンアライバルビザ(On-arrival Visa)での参加は、査証(ビザ)発給国の定めにより渡航前に査証(ビザ)を取得できない場合以外は認められない。
- (4) 万一、査証(ビザ)が取得できない場合は、派遣または留学は取り消しとなること。また、査証(ビザ)が取得できなかったことを理由として、派遣または留学開始時期の変更等は行わない。
- (5) [国際学生のみ]プログラム実施国の査証(ビザ)以外に、日本の在留許可期限および再入国許可の条件を確認すること。

7. 履修計画について

- (1) プログラム応募に際して、履修科目および修得単位数が、卒業までの履修計画において問題がないか、十分に確認すること。
- (2) 卒業までの履修に関わって問題が判明した場合に本学は特別な配慮等は行わないため、自己責任において応募を行うこと。

8. 誓約書の提出

上記事項を理解し、本人および保証人による誓約書を提出すること。

誓 約 書

私は、下記プログラムに参加するにあたり、募集要項、シラバス(交換留学・ダブルディグリープログラム・キャンパスアジアプログラム・短期サマー/ウインタープログラム除く)および別紙の遵守事項を理解し、各事項を厳守し、誠実に履行することを、ここに誓約します。申請書やその他提出書類に記載した個人情報(氏名、性別、生年月日、その他本プログラムに係り大学へ提供した情報)は、プログラム参加手続および本学が管理・運営に関する業務の目的のために、本学内で使用されること、また、第三者(派遣先大学・機関、旅行代理店、査証取得代行会社、保険会社、危機管理サポート会社、宿泊施設、関係国(日本、参加学生の母国、派遣国)の在外公館及び政府機関)に提供されることに同意します。

本人記入欄

日付 _____

学生本人署名 _____ ※「描画」で署名して下さい(タイプ入力不可)

学籍番号 _____

参加プログラム _____ (派遣先大学・機関: _____)

所属 _____ (APM / APS / ST / GSM)

回生 _____ (1 / 2 / 3 / 4 / その他)

郵便番号 〒 _____

住所 _____
※入力した内容が正しいかを再度ご確認ください

保証人記入欄 ※保証人欄は、父母・身元引受者が記載してください。

■私は、募集要項、シラバス(交換留学・ダブルディグリープログラム・キャンパスアジアプログラム・短期サマー/ウインタープログラム除く)および別紙の遵守事項を本人に遵守させるとともに、これに反することによって生じた一切の事項について責任を持つこととします。また、プログラム参加において本人が負担する一切の債務については、プログラムに要する費用を限度額として保証いたします。

日付 _____

保証人署名 _____ ※「描画」で署名して下さい(タイプ入力、本人による代筆不可)

郵便番号 〒 _____

住所 _____
※入力した内容が正しいかを再度ご確認ください

電話番号 _____

本人との関係 _____

【以下のいずれかに該当する場合、保証は無効であるため、プログラム参加によって生じる一切の債務は、学生自身が負担することとなります】

- ・ 本人または保証人の署名がそれぞれの当人による直筆でない場合、または、両人の記入欄における筆跡が同一人物のものであると判断される場合
- ・ 友人や知人などが保証人になっているなど、その保証能力に欠けると本学が判断する場合
- ・ 記入欄に未記入箇所がある場合
- ・ その他、内容について虚偽の疑いがある場合